

協議 1 号

長野市指定文化財の指定について

長野市文化財保護条例の規定により、下記のとおり指定したいので協議します。

記

1 指定文化財

区 分	種 別	名 称	所在地（所有者等）
第 4 条 第 1 項 の 規定による指定	有形文化財 (建造物)	布制神社本殿 附棟札 2 枚	長野市篠ノ井布施五明 (布制神社)

2 指定の理由

別紙「長野市指定文化財等の指定等に関する基準」

長野市指定有形文化財等の指定等に関する基準

昭和 54 年 3 月 1 日制定

第 1 長野市指定有形文化財の指定基準

長野市文化財保護条例（昭和 51 年長野市条例第 74 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項に定める重要なものとは、市の歴史又は文化を知る上に必要なもので、次に掲げるものとする。

(1) 絵画及び彫刻

(中略)

(2) 工芸品

(中略)

(3) 書跡及び典籍

(中略)

(4) 古文書

(中略)

(5) 考古資料

(中略)

(6) 歴史資料

(中略)

(7) 建造物

建築物（堂塔、社殿、霊屋、城郭、学舎、書院、茶室、民家等）及びその他の工作物（きょうりょう橋梁、鳥居等）の各時代建造遺構及びその部分並びに建造物の模型、ずし厨子、仏壇等で建築的技法によるもので、次の各号の一に該当するもの

ア 意匠的に優秀なもの

イ 技術的に優秀なもの

ウ 歴史上重要なもの

エ 学術上重要なもの

オ 流派的又は地方的特色において顕著なもの

令和5年2月7日

長野市教育委員会 宛

長野市地方文化財保護審議会

会長 牛山 佳幸

長野市指定文化財の指定について（答申）

令和5年2月7日付け4文第367号で諮問のありましたこのことについては、
当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1 指定が適当であるとした文化財

区分	文化財の種別	名称
第4条第1項の 規定による指定	有形文化財	布制神社本殿 附棟札2枚

2 指定の理由

別紙「長野市指定文化財指定調書」

(長野市地方文化財保護審議会 令和5年2月7日付け答申)

長野市指定文化財 指定調書

文化財の種別	有形文化財（建造物）	
ふりがな	ふせじんじゃほんでん つけたりむなふだにまい	
名称	布制神社本殿 附棟札2枚	
所在地	長野市篠ノ井布施五明235番地	
員数	1棟	
所有者の氏名・名称	布制神社（宮司 五明貴寿）	
住所	長野市松代町西寺尾923番地1	TEL
管理者の氏名・名称	布制神社文化財保存会 会長 棚田 渉	
住所	長野市篠ノ井布施五明213-5	TEL
指定基準	『長野市指定有形文化財等の指定等に関する基準』 第1 長野市指定有形文化財 (7) 建造物 ア意匠的に優秀なもの イ技術的に優秀なもの オ流派的又は地方的特色において顕著なもの に該当する	
指定理由等	<p>布制神社は、近世の布施五明村の産土神で、式内小社布制神社に比定されている。かつては諏訪大明神と称していたが、文化7年(1810)に現社号を受けている。現社号を受けるのに先だって、本殿・鳥居等を大々的に整備しており、寛政6年(1794)11月から文化7年(1810)4月にかけて社号の允許に神主や村役が傾けた熱意や経過が現存する史料から伺える。</p> <p>布制神社本殿は、上屋の中に建つ間口柱間3尺5寸の規模を有し、一間社流造、屋根は柿葺きである。母屋柱は円柱を用いており、縁長押・上長押・内法長押を打ち、頭貫（木鼻付き）を通してている。長押には、八双金物の代わりに彫刻を施した八双木片の装飾が見られ、柱上の組物は出組みとして、彫刻支輪（雲）を付ける。中備には彫刻が施されており、正面は松・竹に鷹、側面は桐・鳳凰、雲・鳳凰を題材としている。妻飾りは大瓶束を用いておらず、虹梁の上を波と亀の彫刻で埋めるなど、本殿全体を見ても彫刻で用いた題材が非常に多く、彫刻の作風からも文化文政期(1804～29)の建築様式をよく示している。</p> <p>建築年代については、文化6年(1809)9月の上棟を示す棟札が残されていた。この棟札には大工棟梁として越後国頭（頸）城郡市振村（現新潟県糸魚川市青海町）の牧野吉左衛門の名が記されている。彫刻を多用し、地垂木の垂木尻が見えたり、拳鼻を正面から見た輪郭が台形である点など越後大工特有の技法が現れている。越後大工が信濃へ他所稼ぎに来ていた最盛期に建立された事例の一つであり、北信での活躍を具体的に示す建築遺構といえる。</p> <p>布制神社本殿を長野市指定有形文化財（建造物）に位置付けることにより、越後大工が信濃で活動した歴史を明らかにしていくことも期待できる。文化財価値の高い本建造物及び棟札は長野市地方文化財にふさわしいものである。</p> <p>長野市の有形文化財（建造物）として指定することが適当である。</p> <p>〈参考史料〉①宗源宣旨（布制神社所管） ②宇都宮家文書の『神社號御烈印帳』『神社號日記覚』</p>	

写真・図面



布制神社本殿 正面



布制神社本殿 左側面



布制神社本殿 右側面



妻飾りの彫刻



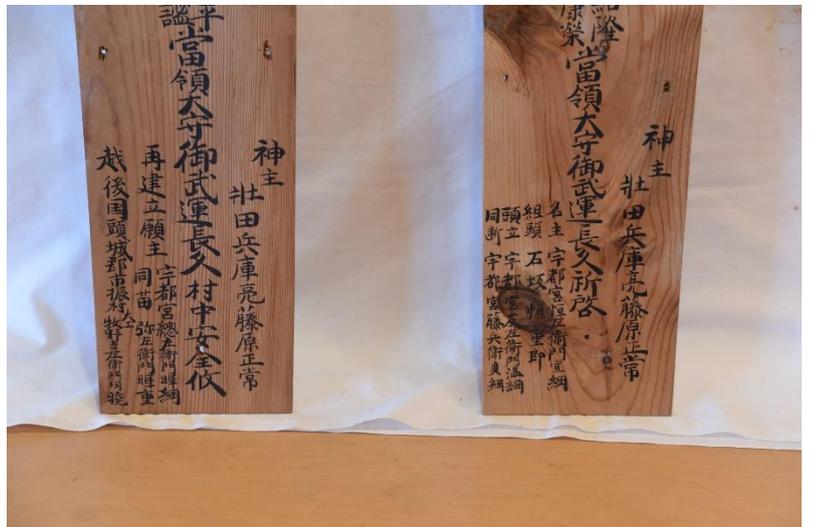
地垂木の垂木尻が見える



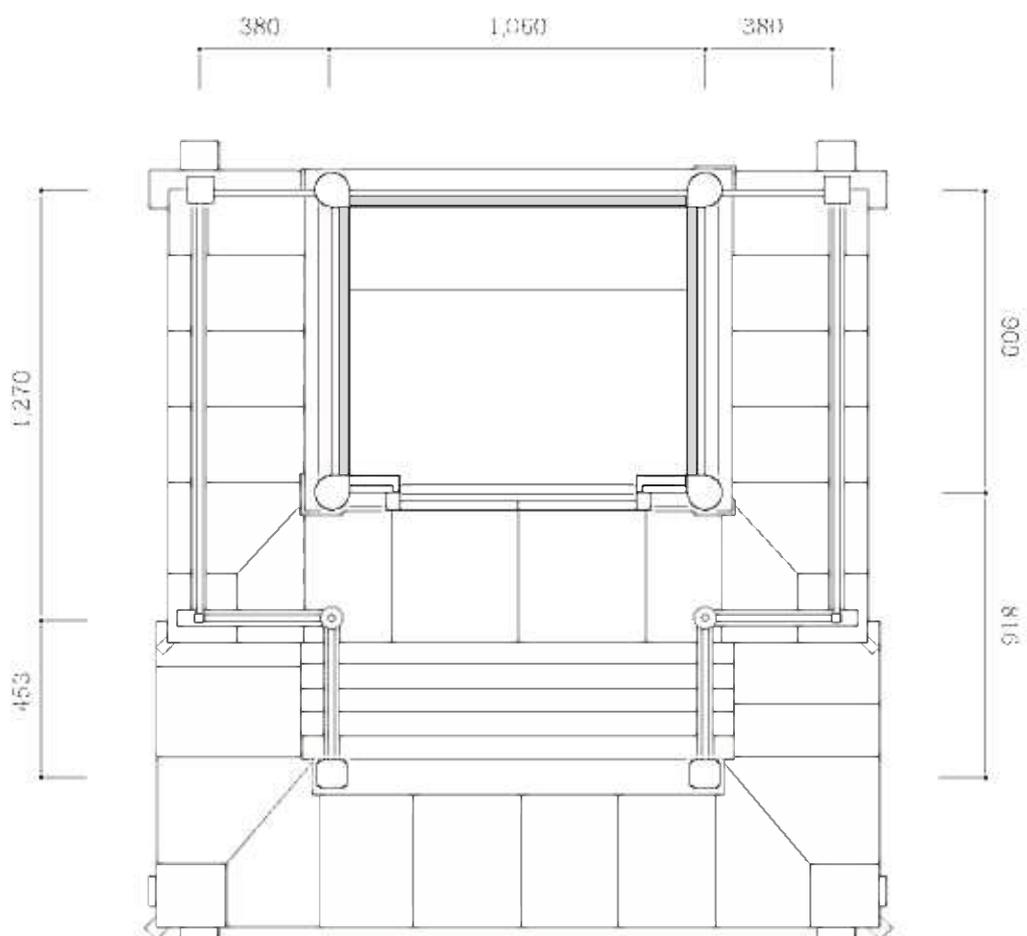
拳鼻を正面から見た輪郭が台形



棟札

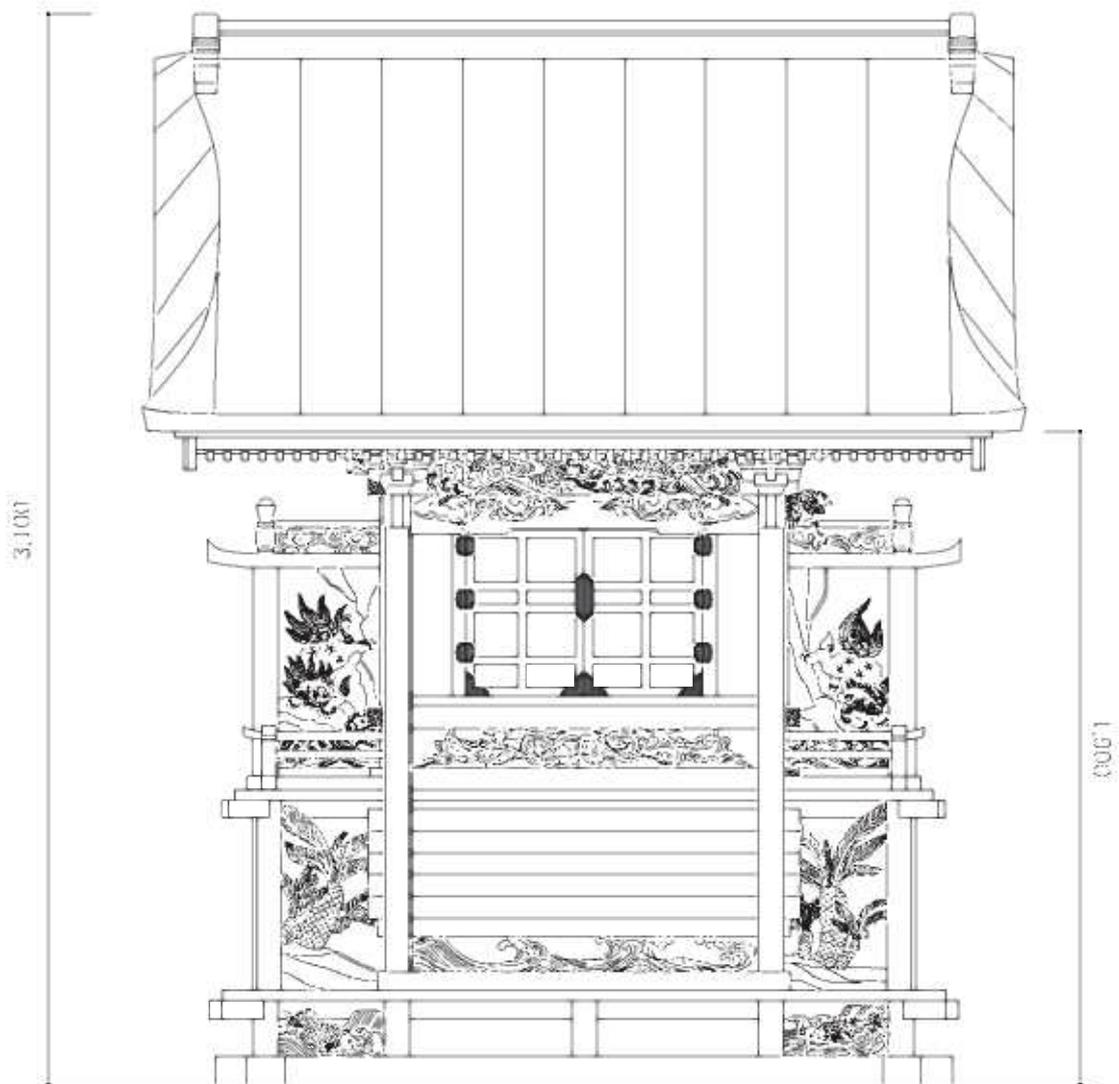


○各図面



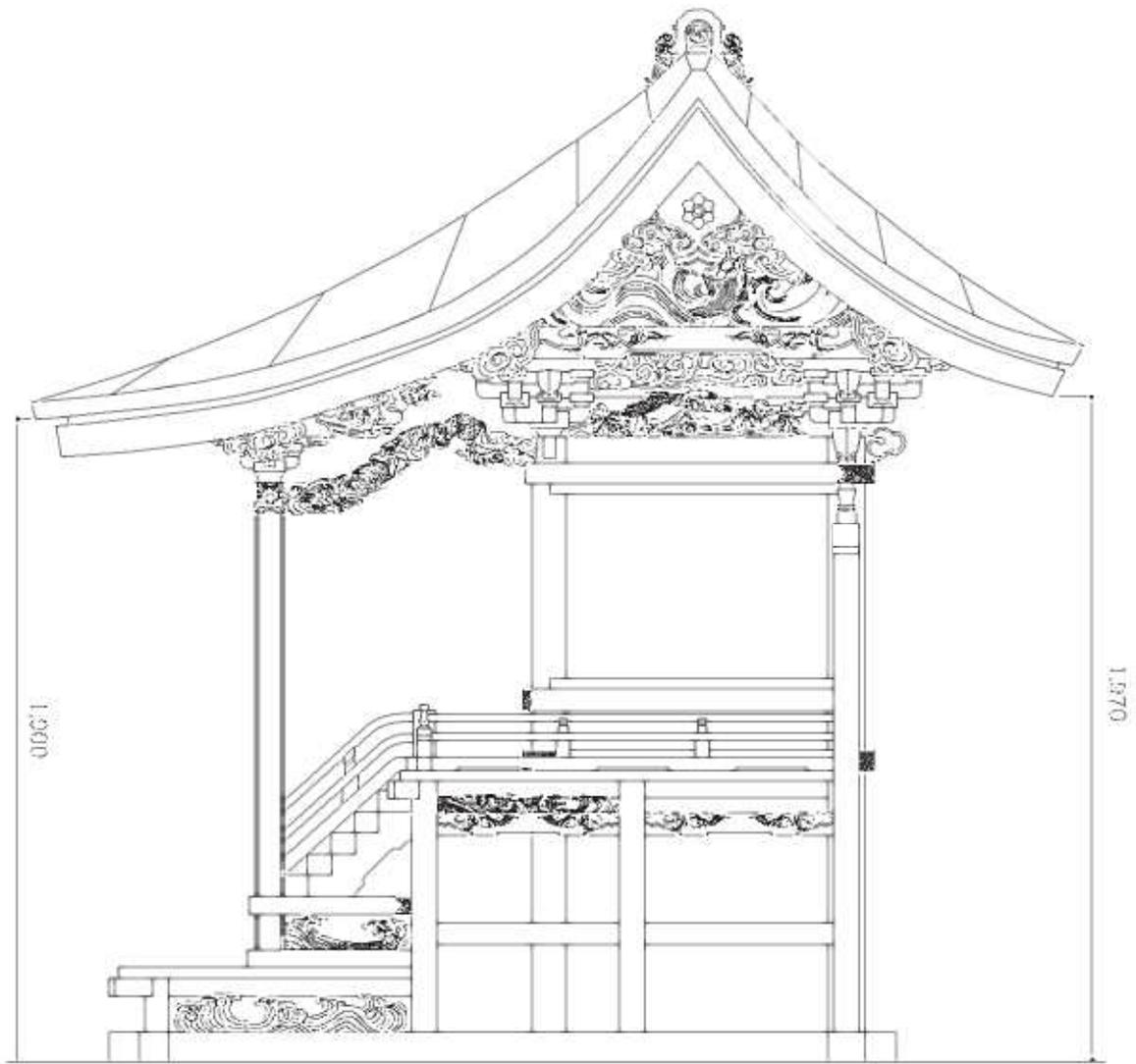
0 0.1 0.2 0.5 1m

布制神社平面図 S=1/20



0 0.1 0.2 0.5 1m

布制神社正面立面图 S=1/20



0 0.1 0.2 0.5 1m

布制神社側面立面図 S=1/20